

## アイヌ政策関係府省連絡調整会議の開催について（案）

〔令和元年 7 月 29 日〕  
アイヌ政策推進本部決定

- 1 アイヌ政策の推進について、関係行政機関相互の緊密な連携・協力を確保し、総合的かつ効果的な推進を図るため、アイヌ政策関係府省連絡調整会議（以下「連絡調整会議」という。）を開催する。
- 2 連絡調整会議の構成は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

議 長 内閣官房副長官（事務）  
議長代行 内閣官房副長官補（内政担当）  
構 成 員 内閣府事務次官  
法務事務次官  
外務事務次官  
文部科学事務次官  
厚生労働事務次官  
農林水産事務次官  
経済産業事務次官  
国土交通事務次官  
環境事務次官

- 3 連絡調整会議の庶務は、関係行政機関の協力を得て、内閣官房アイヌ総合政策室において処理する。
- 4 前各項に定めるもののほか、連絡調整会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。

## 附 則

連絡調整会議の開催に伴い、アイヌ総合政策推進会議の開催について（平成 28 年 7 月 15 日内閣官房長官決裁）は廃止し、これまで同会議において決定した事項及び検討した事項等については、連絡調整会議に引き継がれるものとする。